

# 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画

平成17年3月

大 阪 市

# 目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
策定の趣旨	
基本理念	
計画の位置付け	
計画の期間	
第 2 章 基本的な視点	5
人権尊重の視点	
自立を支援する視点	
子どもの視点	
総合性の視点	
第 3 章 ひとり親家庭等を取り巻く状況	6
1 調査結果から見た大阪市におけるひとり親家庭像	
2 ひとり親家庭の状況	
3 子どものことについて	
4 仕事の状況	
5 家計の状況	
6 養育費について	
7 住居の状況	
8 ひとり親家庭ということでの差別、偏見体験	
9 その他	
第 4 章 施策目標	20
子育て・生活支援	
就業支援	
養育費確保に向けての支援	
経済的支援	
サポート体制の充実	
第 5 章 具体施策の展開	22
1 子育て・生活支援	22
(1) 子育て支援策の推進	
(2) 生活支援策の推進	
(3) 生活の場の安定	
(4) 子どもへのサポート	

2	就業支援	27
	(1) 効果的な就業相談・職業紹介	
	(2) 安定した就業に向けた能力の開発	
	(3) 就業機会の創出	
	(4) 雇用に関する啓発・情報提供の推進	
	(5) 社会全体の働き方の見直しと多様な働き方の実現	
3	養育費確保に向けての支援	33
	(1) 広報・啓発活動の推進	
	(2) 相談・情報提供体制の充実	
4	経済的支援	35
	(1) 経済的援助の実施	
	(2) 経済的負担の軽減	
5	サポート体制の充実	38
	(1) ひとり親家庭等に対する理解と人権尊重	
	(2) 相談・情報提供機能の充実	
	(3) 地域におけるサポート体制の充実	
第6章	施策の推進	42
	1 計画の策定及び推進体制	
	2 計画の進行管理	

(参考資料)

大阪市母子家庭等自立支援推進委員会設置要綱	45
大阪市母子家庭等自立支援推進委員会委員名簿	46
大阪市児童育成計画推進本部	
「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」設置要領	47
「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」策定までの経過	49

# 第1章 計画策定にあたって

## 策定の趣旨

近年の離婚件数の増大に伴って、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。大阪府においては、平成15年の離婚件数が7,874件、離婚率が3.00(人口千対比)となっており、全国の283,854件、2.25、大阪府の23,459件、2.71と比較しても、その離婚率は著しく大きくなっています。前年と比較すると離婚件数・離婚率とも減少してはいますが、依然として高い水準が続いています。

また、平成15年度末における大阪府の児童扶養手当受給資格者数は29,699人で、平成10年度末の21,985人と比較すると5年間で35%の増加となっており、今後も引き続き増加が見込まれるところです。

### 離婚件数、離婚率の推移

	大阪府		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成9年	6,427	2.59	18,870	2.19	222,635	1.78
平成10年	7,042	2.71	20,906	2.42	243,183	1.94
平成11年	7,188	2.77	21,833	2.53	250,529	2.00
平成12年	7,554	3.02	22,715	2.63	264,246	2.10
平成13年	7,958	3.05	24,252	2.80	285,911	2.27
平成14年	8,333	3.18	24,808	2.87	289,836	2.30
平成15年	7,874	3.00	23,459	2.71	283,854	2.25

人口動態統計；厚生労働省より (注)離婚率：千対比

### 児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給資格者数	前年比増減	受給者数		支給停止者数	
			全部支給	一部支給		
平成9年	20,760	-	20,038	16,655	3,383	722
平成10年	21,985	1,225	19,872	17,362	2,510	2,113
平成11年	23,399	1,414	21,318	18,785	2,533	2,081
平成12年	24,838	1,439	22,814	20,330	2,484	2,024
平成13年	26,563	1,725	24,488	21,937	2,551	2,075
平成14年	28,622	2,059	26,630	20,241	6,389	1,992
平成15年	29,699	1,077	27,721	21,138	6,583	1,978

年度末現在数

都市化・核家族化の進行に伴って、都市部において地域や家庭の養育機能が低下していると指摘されています。このような中で、地域で孤立し子育てや育児について気軽に相談できる相手が身近にいないため、子育てへの不安感、負担感を持つ親が増加しています。とりわけ、ひとり親家庭においては家計と子育てという家庭責任を一人で担うことになり、その精神的負担が大きくなっているため、その親を地域でサポートする体制の充実が求められるところです。

母子家庭の母においては、近年の厳しい就業環境の中、母子家庭であることや小さな子ども

もがいることが問題にされ、働くことに困難が伴う環境にあります。さらに、女性の働き方として、結婚後いったん退職し子育てが一定期間過ぎてから再就職という形態が多いため、正社員の比率が低く、パート・アルバイト、派遣社員といった不安定な雇用形態に従事している割合が高くなっています。このことが、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて極めて低いことにつながっていると考えられます。

父子家庭においては、比較的安定した雇用形態となっており、母子家庭に比べると収入は高くなっていますが、子育てや家事に不慣れなために、子どものしつけや教育等に関する悩みが多く、家事援助に対するニーズも多くなっています。

国においては、ひとり親家庭を取り巻くこのような状況に対応するため、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を策定するとともに、平成14年11月に母子寡婦福祉関連法を改正し、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと大きく転換を図ったところです。

平成15年7月には、経済情勢の低迷や雇用形態の変化等により母子家庭の母の就業が一層困難となっていることに鑑み、国・自治体等に母子家庭の母への就業支援に特別の配慮を求める「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が制定され、8月から施行されているところです。

大阪市においても、このような国の動向を受けて、平成15年度において、母子家庭等の就業相談から就業支援講習会、就職情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業を本格実施するとともに、母子家庭の母の安定した就労を支援するため母子家庭自立支援給付金事業を創設したところです。また、疾病や求職活動などで一時的に保育や家事援助が必要な場合にサービスを提供するため、母子家庭等日常生活支援事業を拡充するなど、ひとり親家庭等に対する自立支援策の推進を図ってきました。

また、ひとり親家庭等の生活実態等を把握するため、平成15年8月から9月にかけて「ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

このたび、この実態調査結果を基に、ひとり親家庭等を取り巻く様々な状況を踏まえながら、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、ひとり親家庭等に対する施策のあり方についての今後の指針を示すとともに、施策を総合的・計画的に推進するため、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

## 基本理念

大阪市では、ひとり親家庭が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりをめざします。

## 計画の位置付け

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、第 11 条に基づき国が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定しました。大阪市においては、「ひとり親家庭等」とは、平成 15 年 4 月に改正施行された母子及び寡婦福祉法において新たに対象として加えられた「父子家庭」を含む「母子家庭、父子家庭及び寡婦」を指しています。なお、平成 10 年 3 月に策定した「大阪市児童育成計画」においても「母子家庭・父子家庭」を「ひとり親家庭」と表現しています。

この計画は、「大阪市総合計画 21」のもとに子どもの健やかな成長を支援するための施策を総合的に示す計画として策定された「大阪市児童育成計画」の理念と視点をふまえて、ひとり親家庭等に対する自立支援策を総合的に示す計画として策定するとともに、今後 10 年間の次世代育成支援のための重点施策を明らかにするため、平成 17 年 3 月に策定しました「大阪市次世代育成支援行動計画」とも、整合性を図りながら策定しました。

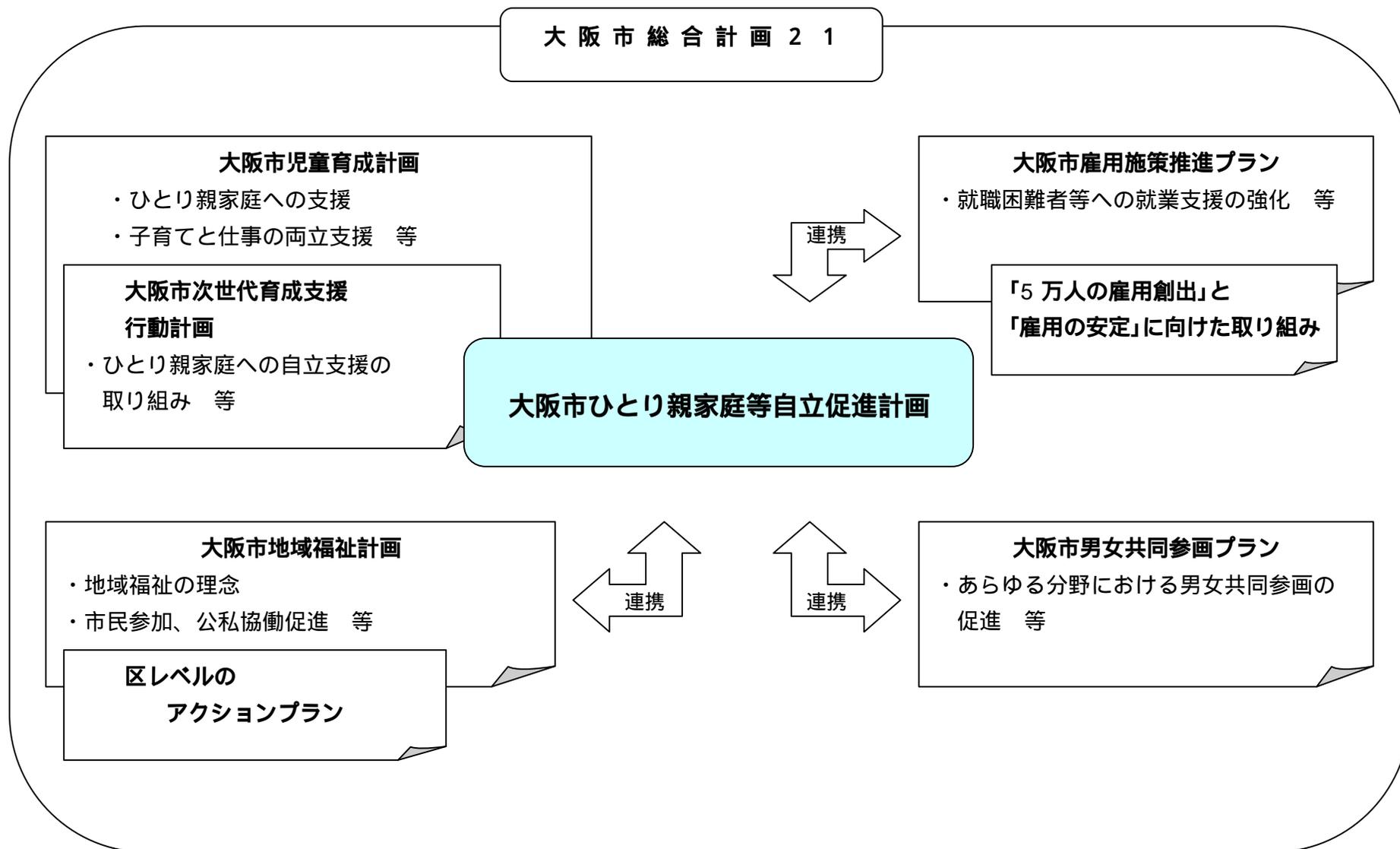
また、「大阪市地域福祉計画」、「大阪市雇用施策推進プラン（基本計画）」、「大阪市男女共同参画プラン」等の各計画とも連携をもって策定しました。

今後、計画推進にあたっては、これら関連計画との連携を図って推進してまいります。

## 計画の期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

# 計画の位置付け（イメージ図）



## 第2章 基本的な視点

### 【人権尊重の視点】

ひとり親家庭に関わる課題には、古い日本的な慣習に起因する世間体や家意識に基づく偏見や、社会の理解不足によるものがあります。誤った認識によって、差別を受けたり、またその結果不利益を被ったりすることがないように、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」がその前文に掲げる「一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会」の実現をめざし、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ります。

### 【自立を支援する視点】

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてそのライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てできる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。このため、きめ細かな子育て・生活支援サービスと就労支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりをめざします。

### 【子どもの視点】

「児童の権利に関する条約」においては、子どもの基本的人権の尊重や、子どもの最善の利益の尊重などに向け、社会全体が最大限努力することとしています。ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、子どもの幸せを第一に考える視点に立って、子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されるような施策の推進をめざします。

### 【総合性の視点】

ひとり親家庭の自立した生活を支援するためには、それぞれの家庭が持つ複合的なニーズに対応できるよう、経済的給付や福祉的な面だけでなく、教育、労働、住宅、生活環境といった幅広い視点から、その方策を検討し推進する必要があります。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図り、関係行政機関、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体等さまざまな団体と連携して、総合的なひとり親家庭への支援体制づくりをめざします。

### 第3章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

本計画の策定に当たり、ひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活の動向にかかる生活実態を把握するため、平成15年度に「大阪市ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。調査結果については「大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」(平成16年3月)としてまとめ、この計画を策定するための基礎資料としました。

#### 1 調査結果から見た大阪市におけるひとり親家庭像

##### ひとり親家庭の出現率

母子家庭 2.83%

父子家庭 0.47%

住民基本台帳からの抽出作業による出現数を調査票回収における非該当率で補正  
(参考)平成15年度全国母子世帯等調査(厚生労働省)から

母子家庭出現率 2.7%

父子家庭出現率 0.4%

##### 母子家庭及び父子家庭の推計数

	母子家庭数	父子家庭数
総数	34,407 世帯 (出現率 2.83%)	5,714 世帯 (出現率 0.47%)
配偶者の病死	2,856 世帯 (構成比 8.3%)	1,166 世帯 (構成比 20.4%)
配偶者の交通事故死	172 世帯 (構成比 0.5%)	57 世帯 (構成比 1.0%)
他の理由の配偶者の死亡	516 世帯 (構成比 1.5%)	166 世帯 (構成比 2.9%)
経済的理由の離婚	7,363 世帯 (構成比 21.4%)	554 世帯 (構成比 9.7%)
暴力による離婚	3,716 世帯 (構成比 10.8%)	0 世帯 (構成比 0.0%)
他の理由による離婚	14,864 世帯 (構成比 43.2%)	3,160 世帯 (構成比 55.3%)
未婚・非婚	3,269 世帯 (構成比 9.5%)	57 世帯 (構成比 1.0%)
遺棄・生死不明	310 世帯 (構成比 0.9%)	0 世帯 (構成比 0.0%)
別居中	550 世帯 (構成比 1.6%)	108 世帯 (構成比 1.9%)
その他	791 世帯 (構成比 2.3%)	446 世帯 (構成比 7.8%)

大阪市内総世帯数 1,215,802 世帯(平成15年10月1日現在推計値)

##### ひとり親家庭の平均像

	母子家庭	父子家庭
ひとり親家庭の母又は父の年齢	40歳6か月	44歳7か月
ひとり親家庭になってからの期間	6年4か月	4年9か月
同居している子どもの数	1.7人	1.7人
同居している子どもの年齢	12歳6か月	13歳4か月
労働時間	8時間05分	9時間56分
通勤時間	23.7分	35.3分
年間総収入	229.5万円	477.8万円
年間就労収入	187.7万円	418.9万円
1か月に最低必要と考える生活費	202,139円	283,317円
養育費の額(受け取っている場合)	52,837円	

## 2 ひとり親家庭の状況

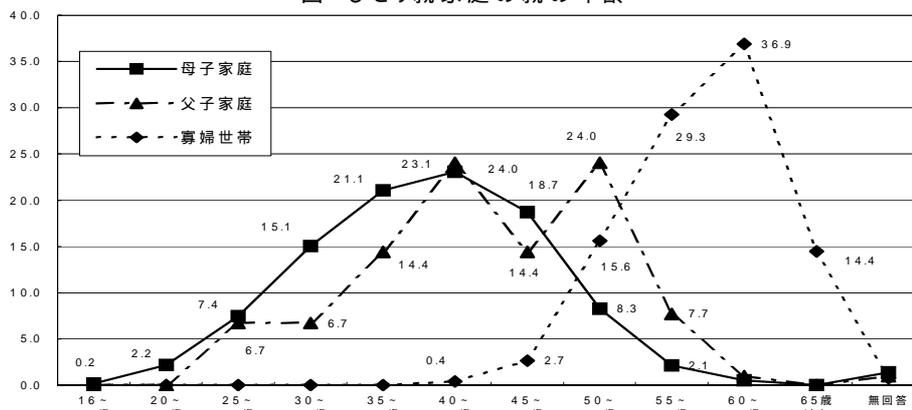
### ひとり親家庭の親の年齢

母子家庭では、「40～44歳」が23.1%と最も多く、平均年齢は40歳6か月となっています。

父子家庭では、「40～44歳」「50～54歳」が24.0%と最も多く、平均年齢は44歳7か月となっています。

寡婦世帯については、寡婦になってから間もないと考えられる年齢層を中心に調査を行ったため、「60～64歳」が36.9%と最も多くなっています。

図 ひとり親家庭の親の年齢



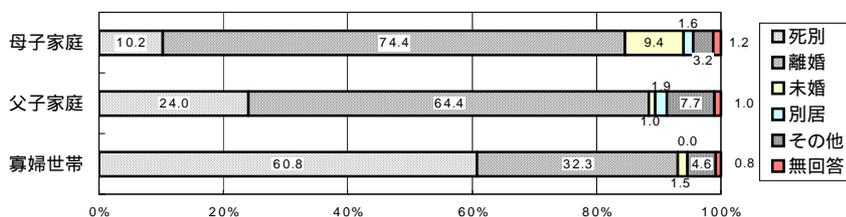
### ひとり親家庭になった理由

母子家庭では、死別が10.2%、離婚が74.4%、未婚が9.4%となっており、離婚の増加を反映し、離婚によるものが7割を超えています。

父子家庭では、死別が24.0%、離婚が64.4%となっており、母子家庭より死別によるものが13.8ポイント多く、離婚によるものが10.1ポイント低くなっています。

寡婦世帯では、死別が60.8%、離婚が32.3%と、死別によるものが6割を超えており、母子家庭とは対照的な構成となっています。

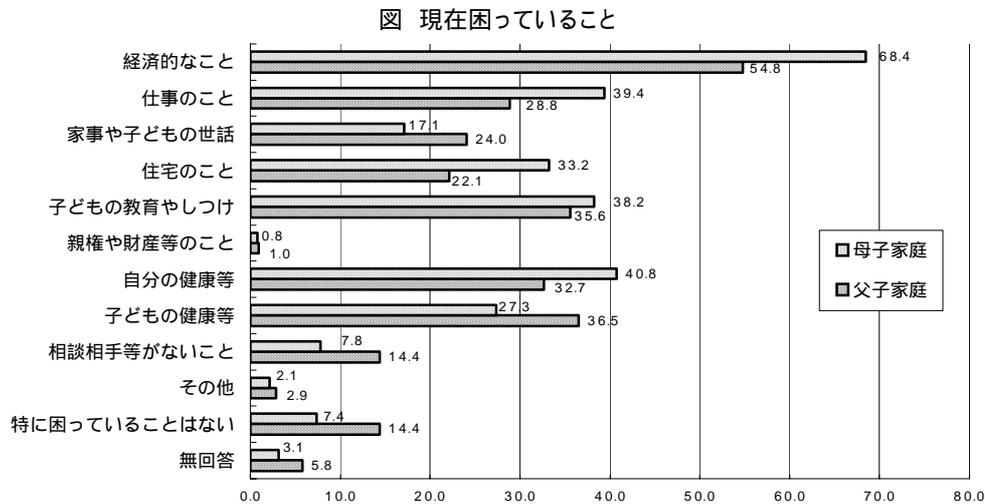
図 ひとり親家庭になった理由



### 現在困っていること

母子家庭では、「経済的なこと」が68.4%と最も多く、次いで「自分の健康や精神なこと」が40.8%、「仕事のこと」が39.4%の順になっています。

父子家庭では、「経済的なこと」が54.8%と最も多く、次いで「子どもの健康や精神的なこと」が36.5%、「子どもの教育やしつけのこと」が35.6%の順になっています。



### 同居の家族の状況

「子どものみ」が、母子家庭では61.0%、父子家庭では53.8%と半数を超えています。親等の親族との同居は、母子家庭では24.9%、父子家庭では26.0%となっています。

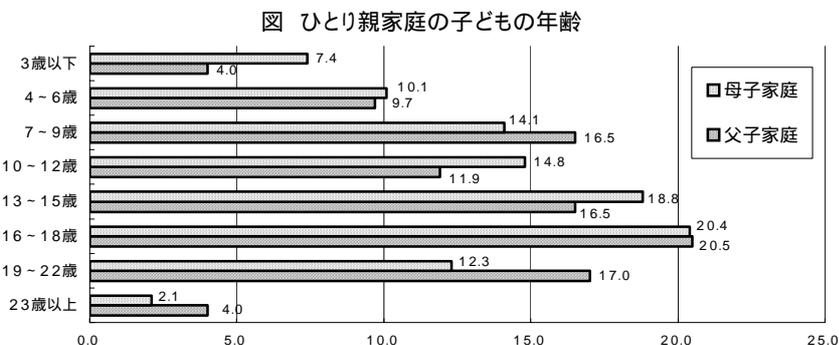
寡婦世帯では、「子ども」との同居が54.4%と最も多く、「同居者なし」は31.6%となっています。

## 3 子どものことについて

### 子どもの年齢等

母子家庭では、「16～18歳」が20.4%と最も多く、平均年齢は12歳6か月、同居している子どもの平均人数は1.7人となっています。末子の平均年齢は10歳7か月となっています。

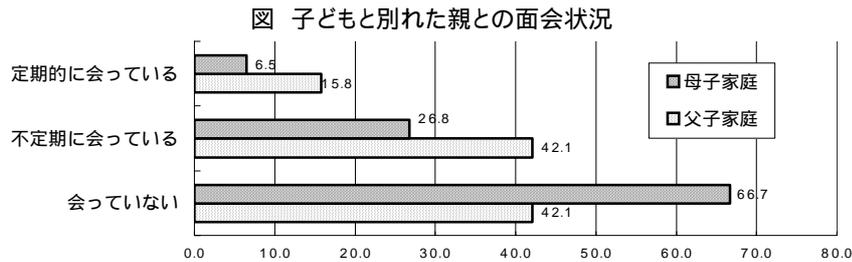
父子家庭では、「16～18歳」が20.5%と最も多く、平均年齢は13歳4か月、同居している子どもの平均人数は1.7人となっています。末子の平均年齢は12歳0か月となっています。



## 別れた父親又は母親と子どもとの面会状況

母子家庭では、「会っていない」が66.7%となっています。「会っている」は定期、不定期あわせて33.3%となっており、母子家庭の3世帯のうちの1世帯の子どもが父親と会っています。

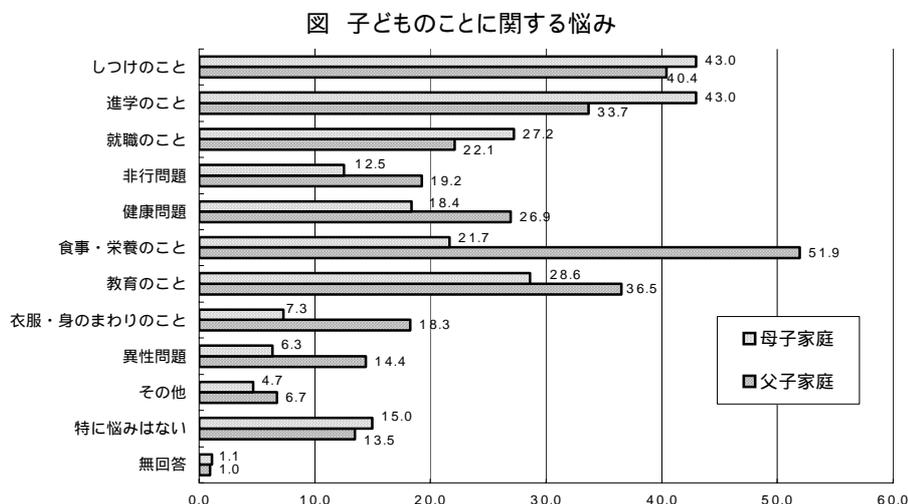
父子家庭では、「会っていない」が42.1%、「会っている」は定期、不定期あわせて57.9%となっています。母子家庭とは反対に「会っている」父子家庭の方が「会っていない」父子家庭より多くなっています。



## 子どものことに関する悩み

母子家庭では、「しつけのこと」「進学のこと」がともに43.0%と最も多く、次いで「教育のこと」が28.6%となっており、教育についての悩みが多くなっています。

父子家庭では、「食事・栄養のこと」が51.9%と最も多く、次いで「しつけのこと」が40.4%となっており、子育てについての悩みが多くなっています。



## 4 仕事の状況

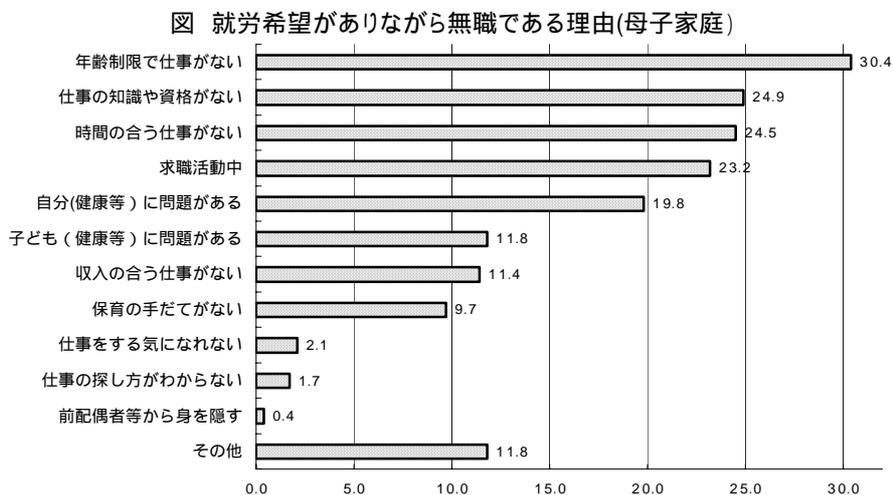
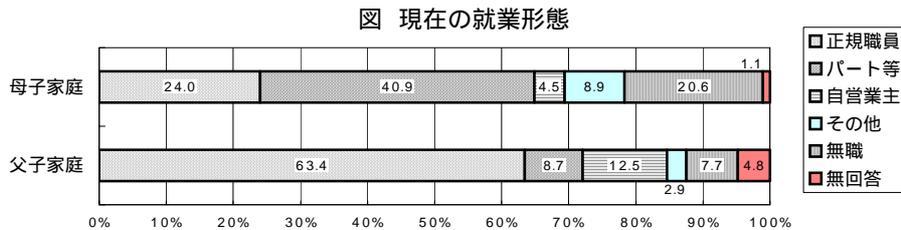
### 現在の就業形態

母子家庭では、「パート等」が40.9%と最も多く、「正社員・正規職員」が24.0%と、有職者は77.2%となっています。しかし、結婚前に比べ「正社員・正規職員」では59.0%から35ポイントの減少、「パート等」では18.4%から22.5ポイント増加となっているなど、就労

しているが不安定就労に就いている状況にあります。「無職」は20.6%となっています。

無職の母子家庭の母のうち、約8割は働きたいと就労意欲がありますが、「年齢制限のため仕事がない」30.4%、「仕事に必要な知識や資格がない」24.9%等の理由で、無職となっています。

父子家庭では、「正社員・正規職員」が63.4%と最も多く、「自営業主」が12.5%、「パート等」が8.7%と、有職者は85.6%となっています。「無職」は7.7%となっています。

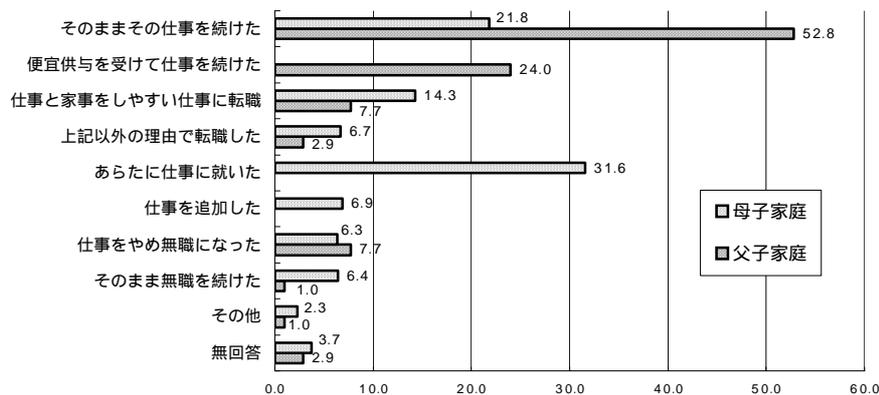


### ひとり親家庭になる前後での仕事の変化

母子家庭では、「変化なく、そのままその仕事を続けた」のは21.8%であり、「あらたに仕事に就いた」が31.6%、「仕事と家事が両立しやすい仕事に転職した」が14.3%など、求職活動を行った者が59.4%となっています。一方、無職のままであったり、仕事を辞めたなどの無職者は12.8%となっています。

父子家庭では、「変化なく、そのままその仕事を続けた」のは52.8%であり、「勤務時間等の便宜を受けて仕事を続けた」のも24.0%あり、全体の8割近くが仕事を継続しています。転職した者は10.6%、無職は8.7%となっています。

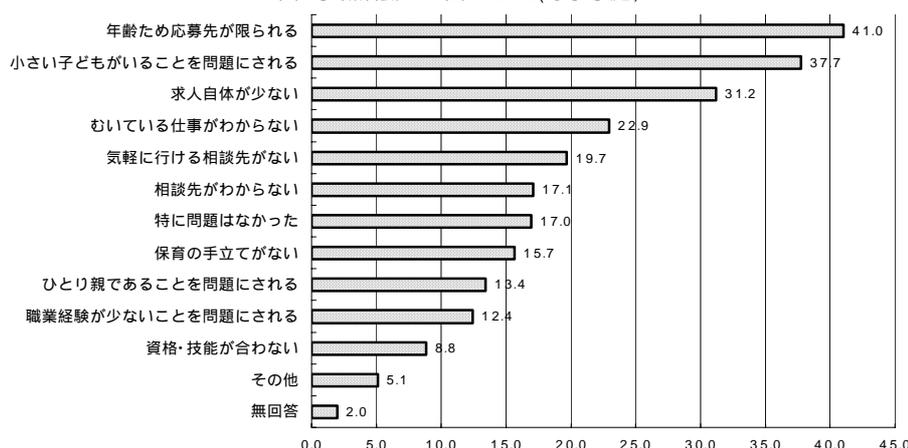
図 ひとり親家庭になる前後での仕事の変化



### 求職活動での困ったこと（母子家庭）

母子家庭になった後に就職または転職した者が求職活動時の困った事として、「年齢制限のために応募先が限られた」が41.0%、「小さい子どもがいることを問題にされた」が37.7%と多くなっています。

図 求職活動での困ったこと(母子家庭)

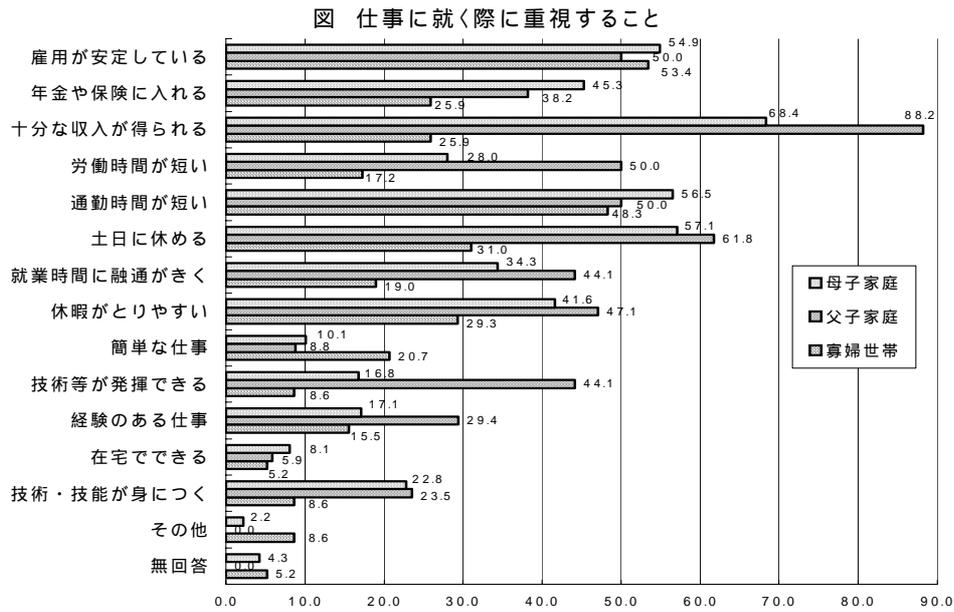


### 仕事に就く際に重視すること

転職希望者や無職で働きたい方で、仕事に就く際に重視することとして、母子家庭では、「十分な収入が得られる」が68.4%と最も多く、次いで「土日に休める」が57.1%、「通勤時間が短い」が56.5%、「雇用が安定している」が54.9%の順になっています。

父子家庭では、「十分な収入が得られる」が88.2%と最も多く、回答者のほとんどが収入(賃金)を重視しています。次いで「土日に休める」が61.8%、「雇用が安定している」「労働時間が短い」「通勤時間が短い」が50.0%の順になっています。

寡婦世帯では、「雇用が安定している」が53.4%と最も多く、次いで「通勤時間が短い」が48.3%、「土日に休める」が31.0%の順になっています。

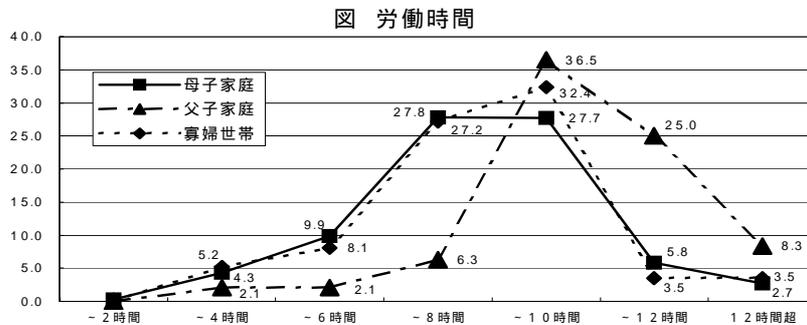


### 労働時間

母子家庭では、「6～8時間未満」が27.8%と最も多く、次いで「8～10時間未満」が27.7%であり、平均労働時間は8時間05分となっています。

父子家庭では、「8～10時間未満」が36.5%と最も多く、次いで「10～12時間未満」が25.0%であり、平均労働時間は9時間56分となっています。

寡婦世帯は、母子家庭とよく似た構成となっています。

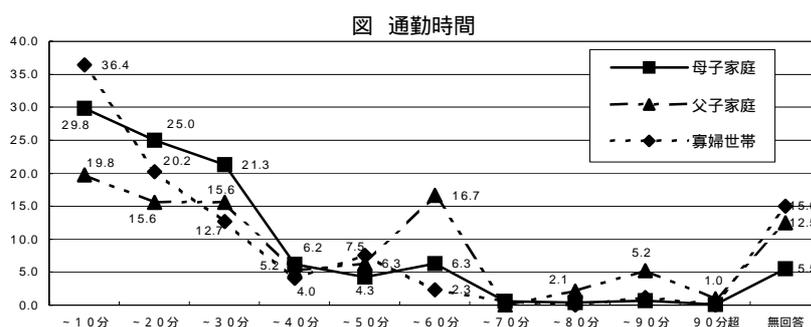


### 通勤時間

母子家庭では、「10分未満」が29.8%と最も多く、次いで「20分未満」が25.0%、「30分未満」が21.3%の順になっています。4人に3人が30分未満の通勤時間となっています。平均通勤時間は23.7分です。

父子家庭では、「10分未満」が19.8%と最も多く、次いで「60分未満」が16.7%、「20分未満」「30分未満」が15.6%の順になっています。平均通勤時間は35.3分と、母子家庭より平均通勤時間は10分ほど長くなっています。

寡婦世帯では、母子世帯とよく似た傾向を示しています。



## 5 家計の状況

### 年間世帯収入

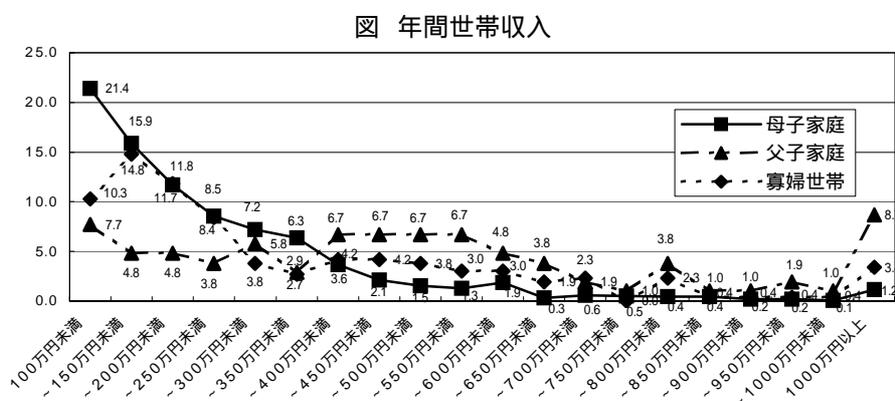
世帯の総収入は、母子家庭では「100万円未満」が21.4%と最も多く、収入が増えるにつれて人数が減っています。平均世帯総収入は229.5万円となっています。

父子家庭の平均世帯総収入は、477.8万円となっています。

寡婦世帯の平均世帯総収入は、323.8万円となっています。

国民生活基礎調査（平成14年：厚生労働省）によると、全世帯の1世帯当たり平均所得額（全国）は、602.0万円となっています。

総収入のうち平均就労収入額は、母子家庭では187.7万円、父子家庭では418.9万円、寡婦世帯では234.4万円となっています。



### 就労収入以外の収入

母子家庭では、「児童扶養手当」が68.4%と最も多く、7割近くの人が児童扶養手当を受給しています。次いで「預貯金の取り崩し」が22.1%、「児童手当」が18.7%、「生活保護費」が10.1%の順になっています。

父子家庭では、「預貯金の取り崩し」が22.1%と最も多く、次いで「児童手当」「借金」が12.5%の順になっています。

寡婦世帯では、「年金」が44.5%と最も多く、半数近くの人が年金を受給しています。次いで、「預貯金の取り崩し」が30.8%、「家賃・地代収入」が10.6%の順になっています。

表 就労収入以外の収入  
(複数回答)

	構成比		
	母子家庭	父子家庭	寡婦世帯
児童扶養手当	68.4	-	-
児童手当	18.7	12.5	-
特別児童扶養手当	3.0	1.0	-
生活保護費	10.1	4.8	1.1
年金	8.2	1.0	44.5
預貯金の取り崩し	22.1	22.1	30.8
養育費	8.6	1.0	-
前の配偶者からの仕送り	1.5	0.0	-
親・親族からの仕送り	6.7	4.8	3.4
家賃・地代収入	1.9	1.9	10.6
母子寡婦福祉資金借入金	0.5	-	0.8
借金	8.7	12.5	3.0
その他	3.0	4.8	7.2
無回答	9.1	48.1	20.9

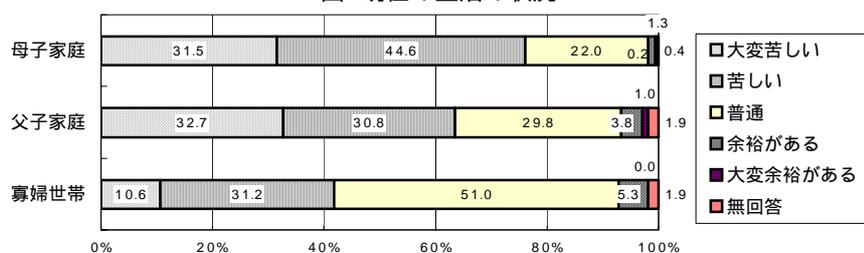
## 現在の生活の状況

母子家庭では、「苦しい」が44.6%と最も多く、次いで「大変苦しい」が31.5%、「普通」が22.0%の順になっています。「苦しい」「大変苦しい」を合わせて、生活が苦しいと感じている母子家庭は8割近くを占めています。

父子家庭では、「大変苦しい」が32.7%と最も多く、次いで「苦しい」が30.8%、「普通」が29.8%の順となっています。生活が苦しいと感じている父子家庭は、6割となっています。

寡婦世帯では、「普通」が51.0%と最も多く、次いで「苦しい」が31.2%となっています。母子、父子家庭より「普通」とする者が多くなっています。

図 現在の生活の状況



## 6 養育費について

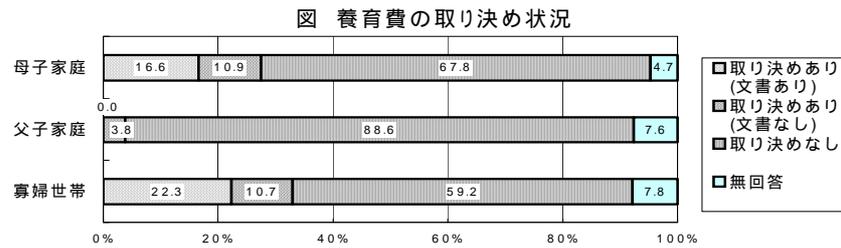
### 取り決めの状況

母子家庭では、養育費の取り決めをしているのが27.5%です。文書で取り決めをしているのは16.6%です。取り決めをしている者のうち6割が文書での取り決めを行っていることとなります。

父子家庭では、養育費の取り決めをしていない者が88.6%と、ほとんどが養育費の取り決めをしていません。

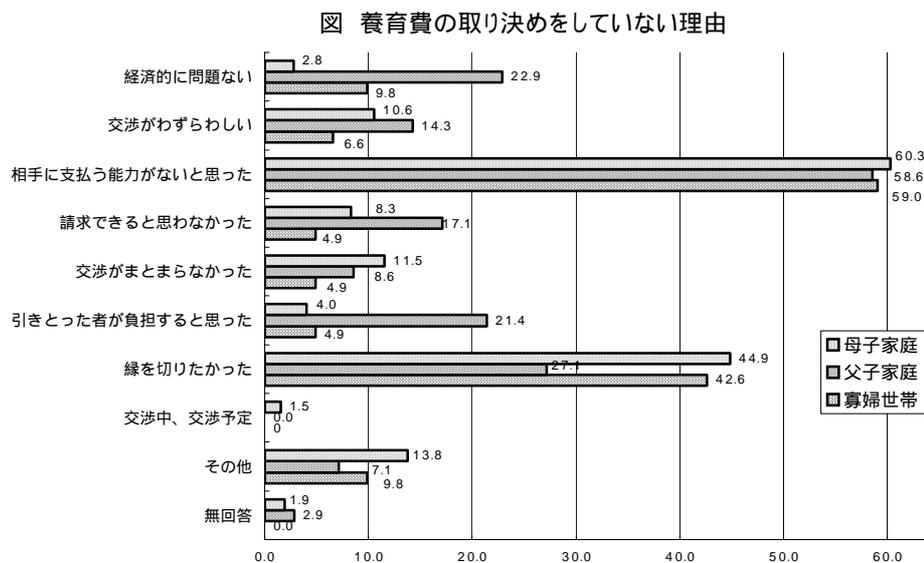
寡婦世帯では、養育費の取り決めをしていた者が33.0%です。文書で取り決めをしていたのは22.3%です。取り決めをしていた者のうち7割近くが文書での取り決めを行って

たこととなります。



### 養育費の取り決めをしていない理由

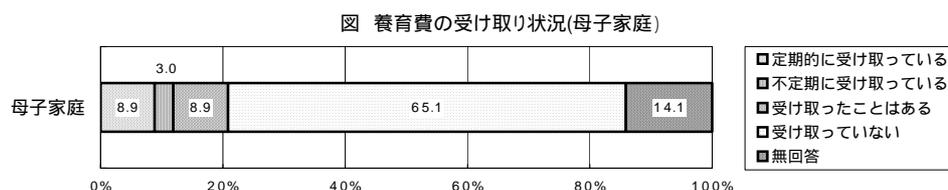
母子家庭、父子家庭、寡婦世帯のいずれでも、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が、それぞれ 60.3%、58.6%、59.0%と6割前後で最も多くなっています。次いで「縁を切りたいので要求しなかった」が多くなっていますが、父子家庭では 27.1%であるのに対し、母子家庭では 44.9%、寡婦世帯では 42.6%で共に父子家庭より 15ポイントほど高くなっています。



### 養育費の受け取り状況(母子家庭)

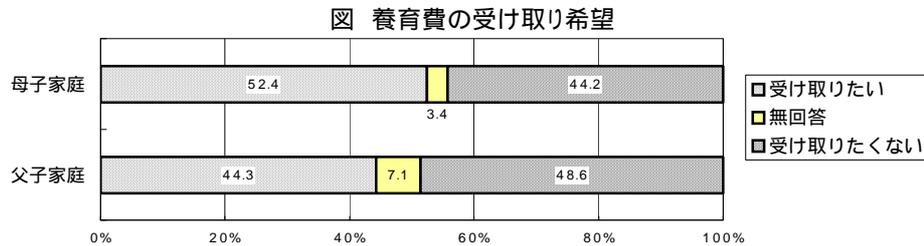
定期的あるいは不定期に養育費を受け取っている者は 11.9%となっています。現在養育費を受け取っていない者は 74.0%となっています。

受け取っている(または受け取っていた)養育費の額は、「5万円未満」が 68.7%となっており、養育費の平均額は 52,837円となっています。



## 養育費の受け取り希望

養育費を受け取っていない者で、養育費を「受け取りたい」と希望している者は、母子家庭では52.4%、父子家庭では44.3%となっています。



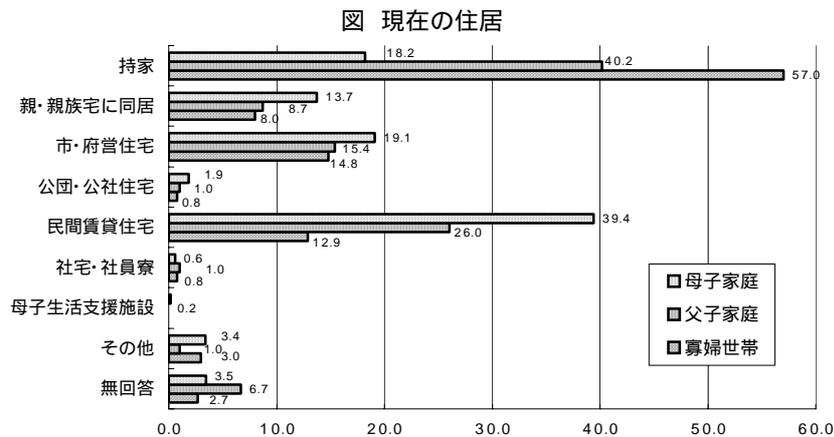
## 7 住居の状況

### 現在の住居

母子家庭では、「民間賃貸住宅」が39.4%と最も多く、「持家」は18.2%となっています。

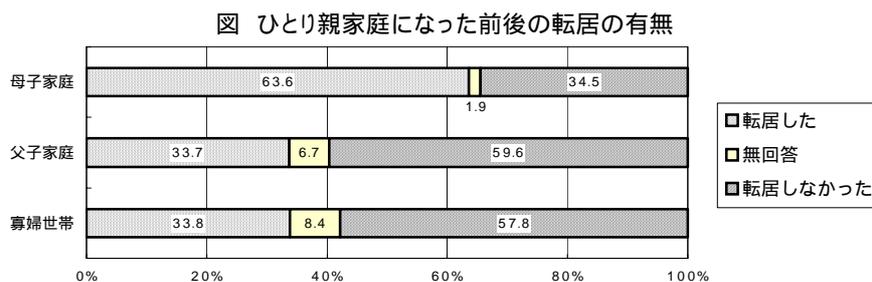
父子家庭では、「持家」が40.2%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が26.0%となっています。

寡婦世帯では、「持家」が57.0%と半数を超えています。



### ひとり親家庭になった前後の転居の有無

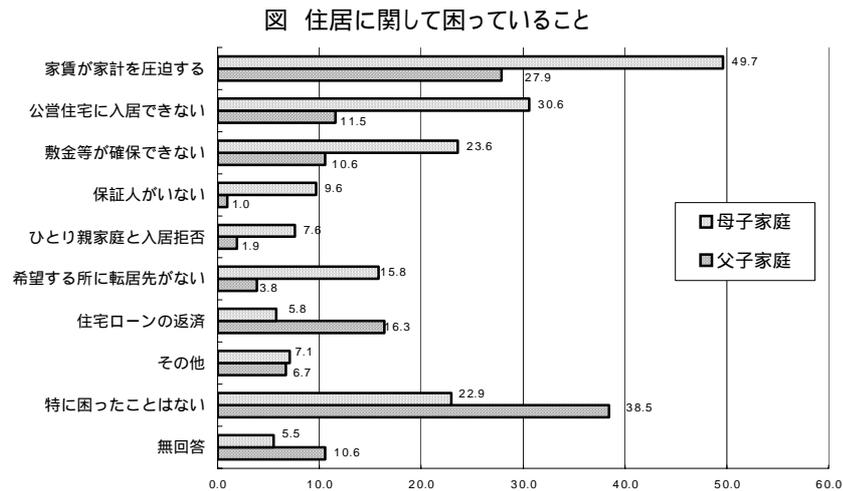
母子家庭では、「転居した」が63.6%となっていますが、父子家庭、寡婦世帯では「転居しなかった」が、それぞれ59.6%、57.8%となっています。



## 住居に関して、困っていること

母子家庭では、「家賃が高く家計を圧迫する」が49.7%と最も多くなっています。次いで「なかなか公営住宅に入居できない」が30.6%、「敷金等の一時金が確保できない」が23.6%となっています。

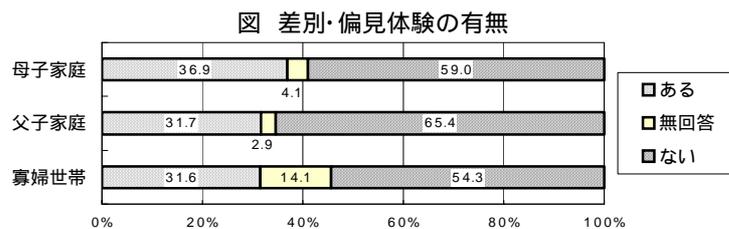
父子家庭では、「特に困ったことはない」が38.5%と最も多く、次いで「家賃が高く家計を圧迫する」が27.9%、「持家が残ったがローン返済で困った」が16.3%となっています。



## 8 ひとり親家庭ということでの差別、偏見体験

### 差別・偏見体験の有無

差別や偏見を受けたとする者が、母子家庭では36.9%、父子家庭では31.7%、寡婦世帯では31.6%となっています。



### 差別・偏見体験の内容

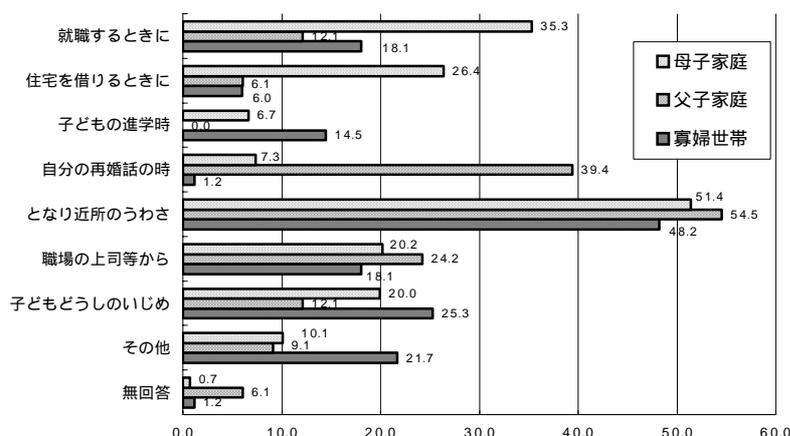
母子家庭では、「となり近所のうわさ」が51.4%と最も多く、次いで「就職するときに」が35.3%、「住宅を借りるときに」が26.4%の順になっています。

父子家庭では、「となり近所のうわさ」が54.5%と最も多く、次いで「自分の再婚話のときに」が39.4%、「職場で、上司や仲間から」が24.2%の順になっています。

寡婦世帯では、「となり近所のうわさ」が48.2%と最も多く、次いで「子どもどうしのいじめ」が25.3%となっています。

「となり近所のうわさ」が、それぞれで最も多くなっています。

図 差別・偏見体験の内容

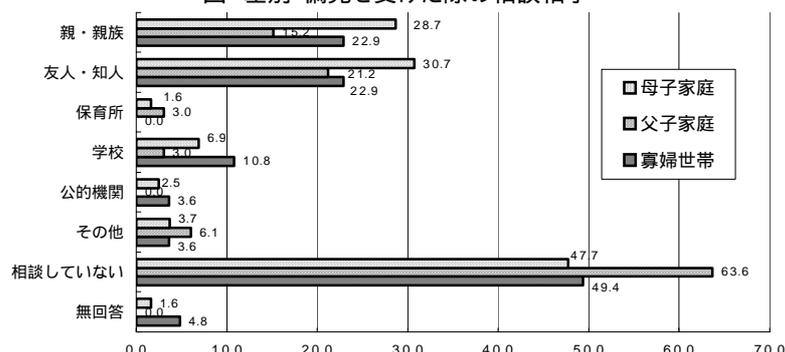


### 差別・偏見を受けた際の相談相手

「誰にも相談していない」が最も多く、母子家庭で 47.7%、父子家庭で 63.6%、寡婦世帯で 49.4%となっています。

「親・親族」「友人・知人」がほぼ同数で続いており、「公的機関」は少なくなっています。

図 差別・偏見を受けた際の相談相手



## 9 その他

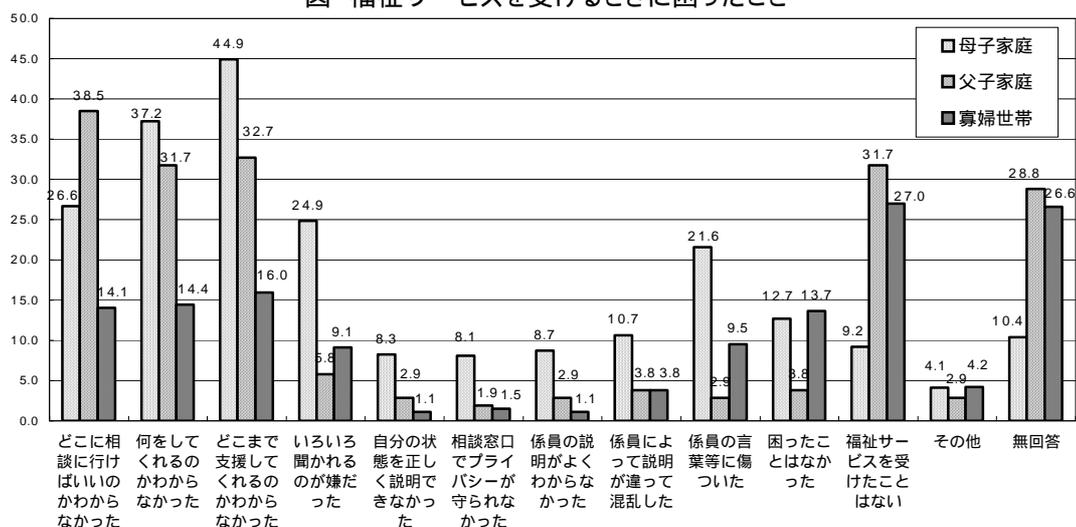
### 福祉サービスを受けるときに困ったこと

母子家庭では、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」が 44.9%と最も多く、次いで「何をしてくれるのかわからなかった」が 37.2%、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が 26.6%の順になっています。

父子家庭では、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が 38.5%と最も多く、次いで「どこまで支援してくれるのかわからなかった」が 32.7%、「何をしてくれるのかわからなかった」が 31.7%の順になっています。「福祉サービスを受けたことはない」とする者も 31.7%と多いです。

寡婦世帯では、「福祉サービスを受けたことはない」が 27.0%と最も多く、次いで「どこまで支援してくれるのかわからなかった」が 16.0%、「何をしてくれるのかわからなかった」が 14.4%の順になっています。

図 福祉サービスを受けるときに困ったこと



### 困ったときに相談や援助を求める相手

母子、父子、寡婦で相談する相手に大きな違いはみられません。

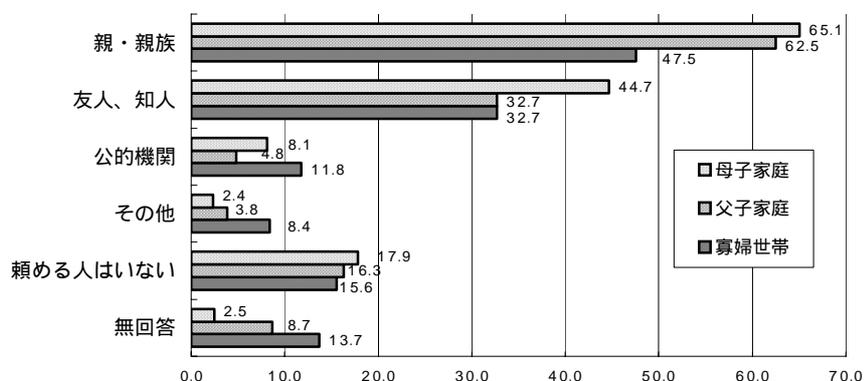
「親・親族」が最も多く、母子家庭では 65.1%、父子家庭では 62.5%、寡婦世帯では 47.5%であり、寡婦世帯が母子・父子家庭より 15 ポイントほど低くなっています。

次いで「友人・知人」となっており、母子家庭では 44.7%、父子家庭では 32.7%、寡婦世帯では 32.7%となっています。母子家庭が父子家庭・寡婦世帯より 12 ポイントほど高くなっています。

「公的機関」とする者は、母子家庭では 8.1%、父子家庭では 4.8%、寡婦世帯では 11.8%といずれも低くなっています。

「頼める人はいない」とする者が、母子家庭では 17.9%、父子家庭では 16.3%、寡婦世帯では 15.6%となっています。

図 困ったときに相談や援助を求める相手



## 第4章 施策目標

### 子育て・生活支援

ひとり親家庭等が、子育てと就業を両立できるよう、保育所への優先入所、放課後児童健全育成事業の推進、多様な保育サービスの提供や母子家庭等日常生活支援事業の推進等により、子育てや生活面での支援をすすめます。また、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設の機能の充実等により生活の場の安定を図ります。

また、子どもの抱えるさまざまな悩みを受けとめる相談機能の充実や、子どもに対する重大な人権侵害である児童虐待防止への取組み強化など、子どもへのサポートを推進します。

### 就業支援

母子家庭及び寡婦が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出等就業面での支援体制の整備をすすめます。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。

### 養育費確保に向けての支援

相談体制の充実等によりひとり親家庭の子どもの養育費の確保に向けての支援を図るとともに、養育費の取り決めや支払いについて社会的な認識が深まるよう、広報・啓発活動を推進します。

### 経済的支援

児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付金制度が母子家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実等に努め、経済面での支援体制を整えます。

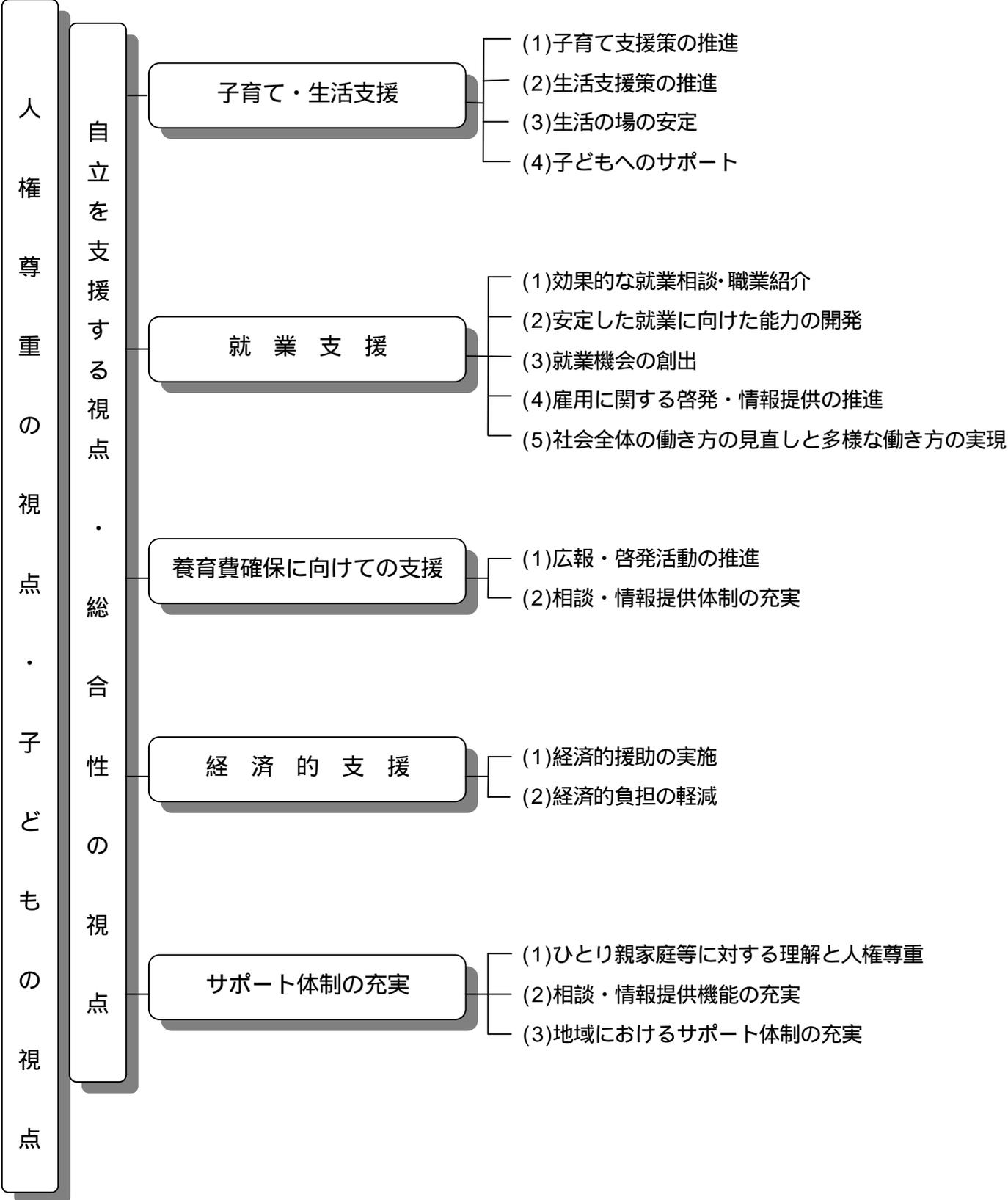
また、医療費助成事業等の実施により経済的負担の軽減を図ります。

### サポート体制の充実

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けないよう、人権尊重の社会づくりに向けて、教育・啓発活動等の取組みを強めます。

また、ひとり親家庭等の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、相談窓口・情報提供体制の拡充及び適切な支援が可能となるような連携体制の構築をめざします。また、身近な地域社会においてひとり親家庭の親と子の生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働によるサポート体制づくりをめざします。

# ひとり親家庭等自立支援施策の体系



## 第5章 具体施策の展開

### 1 子育て・生活支援

#### 【現状と課題】

- ・ 核家族化、都市化の中で、地域における子育て機能の低下が指摘され、さまざまな子どもに関わる問題も起こっています。とりわけ、家計と子育て・家事をひとりで担わなければならないひとり親家庭にとって、就労・自立を図るためには、その前提として子育て支援サービスの整備及び生活の場の確保が不可欠です。
- ・ 大阪市ひとり親家庭等実態調査（以下「市実態調査」という）においても、母子家庭になって困ったこととして、「経済的」「就職先」に困ったという回答の他に、「子どもを見てもらうところがなかった」「子どもの教育やしつけのこと」や「住むところ」に困ったという回答の割合が高くなっており、住宅や子どもの保育の問題は、母子家庭になった時の差し迫った課題となっていることがうかがえます。行政に求める施策（自由記述）においても、「相談窓口・情報提供に関すること」に次いで「住宅に関すること」が多く、「子どもに関すること」「保育に関すること」も記述が多く見られました。
- ・ 一方、父子家庭になって困ったことについては、「仕事と子育ての両立が困難だった」が7割近くあり、次いで「子どもの教育やしつけのこと」で困ったという回答が多くなっています。父子家庭に対しても、子育て・生活支援策を中心にしたサポート体制の充実が求められています。
- ・ 大阪市においては、保育所の待機児童の解消をめざして、保育所の新設・増改築や駅前の分園設置などにより、低年齢児を中心に計画的に入所枠の拡大を図るとともに、延長保育、一時保育、乳幼児健康支援デイサービスやショートステイなど多様な保育サービスの推進を図ってきました。ひとり親家庭については、保育所入所にあたり、優先的に入所できるよう位置付けてきたところです。また、小学校入学後の児童に対して、放課後における遊びや交流の場を提供するため、放課後児童健全育成事業を実施してきました。今後とも安心して子育てできるよう、ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援策の充実が求められています。
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業については、平成15年度に従来の家事援助中心の介護人派遣事業から子育て支援も含めた制度へと拡充を図ったところですが、今後とも家庭生活支援員の確保等によりその円滑な運営が求められています。
- ・ また、ひとり親家庭の生活基盤の向上のため、各区において、当事者団体を中心にひとり親家庭の交流会や生活支援の講習会を実施していますが、ひとり親家庭のニーズに柔軟に対応した企画や内容充実が求められています。
- ・ 母子家庭においては、一般世帯と比べ平均世帯収入が低く、特に離婚後の転居割合が高いことから、住宅の問題は、生活の安定を図るうえで大きな課題です。大阪市では母子家庭の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の優先入居等の施策を推進してきたところですが、

「市実態調査」の結果からも見られるように母子世帯の住宅等へのニーズは高く、こうしたことに対応できる施策の推進が求められています。

- ・ また、母子生活支援施設については、住居の提供にとどまらず、母親と子どもの生活を安定させ、子どもが健やかに成長できるよう生活全般にわたってのさまざまな支援が求められています。
- ・ 近年、中央児童相談所における児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっています。平成16年10月に改正施行された児童虐待防止法においては、児童虐待の予防、発見から自立支援までが国、地方自治体の責務となり、「虐待を受けたと思われる児童」も通告の対象となるとともに、児童の目前で行われるドメスティック・バイオレンス(DV)も児童虐待に含まれることとなり、今後も相談・通告件数のさらなる増加が予想されることから、児童虐待防止への取組みの強化が求められています。

## 【施策の方向】

### (1) 子育て支援策の推進

#### 保育所の優先入所

- 平成15年4月に改正施行された母子及び寡婦福祉法では、保育所の入所にあたって、ひとり親家庭を優先的に取り扱うことが明文化されるとともに、国通知において、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要がある場合は最優先的に取り扱うこと、また、求職活動、職業訓練等を行っている場合は就労している場合と同等の事情にあるものとして優先的に取り扱うことなど、具体的に示されたところです。ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するため、法改正の趣旨を踏まえ、一層優先的な入所に取り組みます。

#### 保育所の計画的な整備

- 待機児童の解消を図るため、子育て家庭のニーズを把握しながら、引き続き保育所の計画的な整備を推進します。

#### 延長保育事業、夜間保育事業、休日保育事業、一時保育事業

- 社会状況の変化や就労形態の多様化に伴って交代制勤務や土・日曜日の勤務などの勤務形態を伴う職場も多く、ひとり親家庭の就業先選択においては、子育て支援サービスの充実が大きな要素となります。保護者の個々のニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育など多様な保育サービスを推進します。

#### 乳幼児健康支援デイサービス事業

- 保育所入所児等が、病気の回復期で保育所等での集団保育が困難な場合、医療機関・保育所・児童養護施設等で子どもを預かる乳幼児健康支援デイサービス事業を推進します。

### **子どものショートステイ事業**

- 就学前の子どもをもつ保護者が、疾病や育児不安等で子どもの養育が困難になった時に1週間以内を原則として、宿泊を伴う形で子どもを預かるショートステイ事業を引き続き推進します。

### **幼稚園の預かり保育事業等の推進**

- 市立幼稚園において保護者の就業ニーズ等に対応するため実施している預かり保育事業については引き続き推進を図り、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の子育て支援機能の充実に努めます。
- 保育所と幼稚園の連携を図るとともに、就学前の子育ての総合的な推進にむけた検討を進めます。

### **保育所地域子育て支援センター事業**

- 子育てに不安や負担感を持つ保護者に対して、保育所の機能を活用して、専任の保育士による子育てのノウハウの提供や相談を行う地域子育て支援センター事業を推進します。

### **育児支援家庭訪問事業**

- 出産後まもない時期の家庭やひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭など、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による、育児に関する指導や、子育てOB等(子ども家庭支援員)による育児相談、ヘルパーによる家事支援などを行うきめ細かな訪問型の子育て支援を実施します。

### **ファミリー・サポート・センター事業**

- ひとり親家庭が子育てをするうえでは、地域のひとり親家庭や子育てに対する理解や協力が不可欠です。子育てに関する市民の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業の拡充を図ります。

### **つどいの広場事業**

- 子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できるよう、地域の団体やNPO法人等とも連携しながらつどいの広場事業を実施します。

### **地域における子育て活動の支援**

- 地域の主任児童委員等が中心となって子育て家庭を支援するため実施している子育て支援サロンや、子育て中の親たちが集まって交流・情報交換等を行うサークル活動など市民の多様な子育て活動を支援します。

### **放課後児童健全育成事業の推進**

- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援するためには、小学校低学年の児童に放課後の居場所を確保することが重要です。地域において遊びや交流の場・活動拠点などを提供するため、引き続き児童いきいき放課後事業、子どもの家事業や留守家庭児童対策事業を推進します。

## **(2) 生活支援策の推進**

### **母子家庭等日常生活支援事業の充実**

- ひとり親家庭等が一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合等に、家庭生活支援員を派遣したり、その自宅で保育を行う母子家庭等日常生活支援事業について、ニーズに充分対応できるよう家庭生活支援員の養成や有資格者の登録勧奨等を行い、毎年160名の家庭生活支援員の新規登録を図るとともに、制度の利用促進のため広報周知を充実します。

### **ひとり親家庭生活支援事業**

- ひとり親家庭の親が直面する諸問題の解決や子どもの精神的安定を図るため、講習会や情報交換会、ひとり親家庭の交流会等を行うひとり親家庭生活支援事業を引き続き推進し、地域の実情や若年のひとり親家庭のニーズに応じた支援を進めます。

### **母子生活支援施設の機能の充実**

- 母子生活支援施設について、母子家庭が安心して生活できる環境を整えるとともに、母子家庭の母に対する就労相談や生活指導、子どもの健やかな育成のため寮内保育の実施を推進するなど、その就労自立に向けて、施設の機能の充実を図ります。

## **(3) 生活の場の安定**

### **市営住宅の優先入居**

- 市営住宅の優先入居について、引き続き枠の拡大に努めるとともに、今後、対象を母子家庭に父子家庭を加えたひとり親家庭として拡大していくことを検討します。

### **住宅入居にかかる課題の検討等**

- 民間賃貸住宅入居の際の公的な家賃保証制度の創設等について国に要望するとともに、住宅入居にかかるさまざまな課題について関係部局による検討を進め、住宅福祉施策の充実に努めます。

#### (4) 子どもへのサポート

##### 相談機能の充実

- ひとり親家庭の親、子が抱えるさまざまな悩みに対応するため、区保健福祉センター、家庭児童相談室、保育所、幼稚園等の身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門的相談機関としての中央児童相談所、子育てしている相談センターの機能を充実します。  
教育センターにおいて、子ども自身の悩みを受けとめ適切な助言を行うため、引き続き子ども専用の電話を設置して子どもからの相談にあたります。

##### スクールカウンセラーの配置

- 「いじめ」「不登校」「暴力行為」といった学校教育の抱える緊急かつ重大な課題に対応し、相談・指導体制を充実させるとともに、その未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーを全中学校に配置し、子どもたちの心の相談にあたります。

##### メンタルフレンド訪問援助事業

- 引きこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を援助します。

##### 児童通所ルーム・パルにおける心理治療事業

主に中学生の不登校児童を対象に通所させ心理治療などを行い、児童とその家族の成長と回復を目指します。

##### 児童虐待防止の取組みの推進

- 各区における児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域レベルのネットワークを構築し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応、アフターケアの取組みを推進します。
- 対応が困難な児童虐待事例に対して、中央児童相談所を中心として、関係機関や弁護士・医師等の専門職との連携により、対応を行うケースマネジメント事業を強化していきます。
- 虐待を受けた児童や保護者を対象とした、個別あるいはグループでのカウンセリングを行い、こころのケアに努めます。
- 市民や子育て家庭に関わるさまざまな機関に対して、積極的な児童虐待防止キャンペーンを行い、行政や市民一人ひとりが子どもを守り、子育て家庭を支援する取組みを推進します。

## 2 就業支援

### 【現状と課題】

- ・ 現在、我が国の雇用情勢はゆるやかな景気の回復があるものの依然として厳しく、母子家庭の母及び寡婦は、就業に関わる条件面で不利な状況に置かれ、その生活は極めて厳しいものとなっています。平成 15 年 4 月に母子家庭等の総合的な自立支援策を実施するため、母子及び寡婦福祉法等が改正施行されましたが、同時に児童扶養手当法が改正され、支給開始から一定期間を経過した場合等における手当の一部減額措置が導入されました。減額の適用は、母子家庭等に対する各種支援策の状況を勘案しながら政令で定めることとなっていますが、平成 20 年度からの適用実施に向けて、母子家庭の母の就業支援が強く求められています。
- ・ 「市実態調査」によれば、母子家庭の母の 2 割が無職となっており、就業者の約 5 割がより雇用条件の良い仕事への転職を希望しています。無職のうち 8 割以上が就業希望ですが、無職でいる理由として「年齢制限のため仕事がない」「仕事に必要な知識や資格がない」「時間について条件に合う仕事がない」の順になっています。求職活動で困ったことでは「年齢制限のため応募が限られていた」「小さい子どもがいることを問題にされた」となっており、子育てをしながら求職活動を行うことの困難さがあらわれています。また、就業形態等の変化に着目すると、結婚出産前には 8 割以上の方が何らかの形で就業し、6 割が正社員・正規職員であったのに対して、母子家庭になる前には就業率が 6 割を割り、働いていても正社員・正規職員は 16%しかありません。このことが、母子家庭の平均就労収入が約 188 万円となり、児童扶養手当や預金のとりくずし等で生活をまかなっているという実態につながっていると考えられます。
- ・ 大阪市では、母子家庭の母及び寡婦の就業の促進を図るため、平成 15 年度から母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「就業・自立支援センター事業」という。）を実施しています。依然として厳しい雇用情勢が続くなか、雇用先の開拓はもとより、効果的な就業相談・職業紹介を通じ、収入及び就業形態においてより安定した雇用の確保に努めることが必要です。
- ・ 母子家庭の母は、就業経験がない、経験はあっても専業主婦であった期間が長い等で、時代の変化に対応した技術や技能が不十分な場合が多く、安定した就業のためには、職業能力の開発が不可欠となっています。大阪市においては、従来から資格取得や職業能力の向上をめざし様々な就業支援講習を実施していますが、常にその時々雇用情勢に見合った講習内容の検討が必要です。また、平成 15 年度より、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援のため、母子家庭自立支援給付金事業を創設しましたが、その活用にあたっては就業支援関係者との連携の下に就業相談の一環として取り組み、安定した雇用に結びつけることが求められています。
- ・ 大阪市では、母子家庭の母及び寡婦の就業の機会を創出するため、各局・関係委託団体に対し、非常勤職員等の雇入れに際して、母子家庭の母の雇用を呼びかけていますが、引き続き、雇用枠の拡大に向けて全庁的な認識の拡がり求められています。

- ・ また、市内の社会福祉施設経営者や社会福祉法人に対し、母子家庭の母等の雇用を呼びかけてきましたが、さらに幅広い業種の民間企業に対しても理解を求め、雇用促進を図ることが必要です。また、母子家庭の母の約 8 割が就労していますが、その約 5 割はパートタイム労働等の不安定な雇用形態にあることから、生活の安定を図るために母子家庭の母の常用雇用化とともにパートタイム労働者の処遇環境の整備が求められています。
- ・ 「市実態調査」によれば、「母子家庭になった直後」の生活保護受給者の割合は 12% で、子どもを抱え、就労経験の乏しい母子家庭の母が、母子家庭になった直後、生活保護により生計を支えることは、さまざまな社会状況の中でひとつの選択肢として考えられます。しかしながら、「現在の状況」においても、10%の母子家庭が生活保護を受給しており、生活保護受給中の就労指導のあり方や母子家庭になった直後の就業支援を中心とした早期の自立支援方策の見直しが必要です。
- ・ ひとり親家庭にとって、就業による経済的自立は重要な課題ですが、その前提として、仕事と子育ての両立が必要です。子育てをすることが就業に不利とならないよう、男性も含めた社会全体の働き方の見直しや、ライフステージによって多様な働き方を主体的に選択できるような社会の実現が求められています。

## 【施策の方向】

### (1) 効果的な就業相談・職業紹介

#### 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 母子家庭の母等に対する、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会、無料職業紹介等一貫した就業支援サービスを行う就業・自立支援センター事業においては、個々の事情に応じたきめこまかな相談に応じることができるよう就業相談員等の相談技術を高め、効果的な職業紹介に努めることが重要です。そのため、就業相談員や区保健福祉センターの母子自立支援員等の母子家庭就業支援関係者に対する研修の充実を図ります。
- 就業・自立支援センター事業の一環として実施している大阪市母と子の共励会無料職業紹介所において、個別に社会福祉法人や民間企業を訪問する等により様々な職種の求人開拓を行うなど紹介機能の充実を図り、就業・自立支援センター事業として常に求職登録者の3割の就業実績を確保しつつ、さらなる就業実績の向上を目指します。
- 就業・自立支援センター事業と、区保健福祉センターの母子自立支援員並びに区における関係機関・団体との連携を図ります。大阪市の無料職業紹介事業やおおさか人材雇用開発人権センター（C・STEP）、大阪市地域就労支援センター事業等就労に関わるさまざまな機関との連携を強化します。

## 区保健福祉センターにおける就業相談

- 各区保健福祉センター地域保健福祉課において、就職、転職、技能習得等、就業にかかわる様々な相談に応じ、就職情報の提供や就職活動の援助等、自立に向けた継続的・計画的な支援が行えるよう相談体制の整備を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターと連携して就業相談を実施するとともに、ハローワーク等の関係機関・団体との連携を図ります。
- 各区保健福祉センター支援運営課において、生活保護を受給する母子家庭の母に対して、関係機関と連携しながら、早期自立に向けた就労指導を行います。また、被保護母子世帯の自立助長、就労支援を推進するため、自立支援プログラムの策定等に取り組みます。

### 【母子自立支援員】

「母子及び寡婦福祉法」第 8 条に基づき、都道府県知事、市長、福祉事務所を管理する町村長が委嘱。平成 14 年 11 月の改正により、名称が母子相談員より母子自立支援員へと改められました。主な業務は、

- ・ 母子家庭の母及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うこと
- ・ 母子家庭の母及び寡婦に対し、職業能力の向上及び就業に関する支援を行うこと

## (2) 安定した就業に向けた能力の開発

### 就業支援講習会の実施

- 母子家庭の母及び寡婦に就業能力開発の機会を提供するため、時代のニーズに即応した就業に結びつく可能性の高い技術・資格取得のための就業支援講習会を実施します。また、無業者等が就業するに際しては、必要に応じ、職場体験を行う機会を提供します。

### 就職準備・離転職セミナーの実施

- 就業支援講習会受講者等を対象に、母子家庭の母への支援制度の情報や、就職・転職にあたっての基礎知識や就職情報を提供する就職準備・離転職セミナーを実施します。

### 母子家庭自立支援給付金（母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費）事業

- 母子家庭自立支援教育訓練給付金  
指定された教育訓練給付講座を修了した母子家庭の母に対し、受講費用の一部を助成します。

- 母子家庭高等技能訓練促進費  
母子家庭の母が、介護福祉士等経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業又は育児と、修学の両立が困難な場合には、生活費の負担軽減のための母子家庭高等技能訓練促進費を支給します。

#### **母子及び寡婦福祉資金（技能習得資金及び生活資金）**

- 母子家庭の母及び寡婦が就業に必要な知識技能を習得するための費用や、公共職業能力開発施設等における技能習得期間中の生活費の負担軽減のため、母子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金を貸付けます。

### **（３）就業機会の創出**

#### **母子家庭自立支援給付金（常用雇用転換奨励金）事業の実施**

- 母子家庭の母を新規に非常勤として採用し職場内研修（OJT）を実施した後に常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して支給する常用雇用転換奨励金の活用により常用雇用化を促進するため、経済団体等への制度周知に努めます。

#### **母子家庭の母の雇入れの促進**

- 大阪市が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進するよう働きかけます。
- 大阪市や大阪市の監理団体等において非常勤職員等を雇い入れする際、就業・自立支援センター事業の無料職業紹介所に求人登録し、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進を図るよう取り組みます。
- 母子家庭等日常生活支援事業の推進にあたり、母子家庭の母の家庭生活支援員への登録を勧奨し、就業の場としての活用を図ります。  
公共職業安定所（ハローワーク）から事業主に対して支給される、母子家庭の母を継続して雇用する労働者として雇入れた際に賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金や母子家庭の母を一定期間試用雇用（トライアル雇用）した際に支給される試用雇用奨励金の積極的な活用を図りながら、企業に対し母子家庭及び寡婦の雇入れを促進するよう働きかけます。

#### **総合評価入札制度の実施**

- 入札の評価項目として、従来の価格評価に加え、技術的評価・公共性評価を設定し、価格だけでなく総合評価により落札者を決定する総合評価入札制度を活用し、母子家庭の母の雇用促進に努めます。

#### **母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注**

売店の優先許可の普及や、大阪市や大阪市の監理団体等からの事業委託等、母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注に努めます。

- 地方自治法の改正（平成 16 年 11 月）により、母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約において随意契約が可能となった制度を活用し、母子家庭の母等の就業機会の創出に努めます。

#### **母子寡婦福祉団体が行う事業に対する貸付け**

- 母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に、母子寡婦福祉資金を貸付けます。

#### **ひとり親家庭等に対する起業支援**

- 母子家庭の母及び寡婦が新規に事業を開始したり、共同で事業を開始する場合に、母子寡婦福祉資金を貸付けます。
- 大阪市産業創造館が設置する創業希望者や中小企業者を支援する窓口を活用し、ひとり親家庭等の創業相談に応じます。

#### **コミュニティ・ビジネス（ＣＢ）の市民啓発**

- 市民が自ら人材やノウハウなどの地域資源を活かしてサービスを提供するコミュニティ・ビジネスについて、創業の促進や地域の活性化、雇用創出を図る観点から、ＣＢ入門セミナーの実施等により、母子家庭の母自らの起業に活用できるような啓発・情報提供を図ります。

### **（４）雇用に関する啓発・情報提供の推進**

#### **啓発活動の推進**

- 母子家庭等就業支援関係機関が連携し、経済団体等に対し、母子家庭の母及び寡婦の就業促進にむけ理解を深めるよう研修会等の場を活用して啓発を行います。
- ひとり親家庭の親等の就職に際し、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進します。

#### **企業における男女共同参画推進支援事業**

- 男女共同参画推進の一環として、ひとり親家庭や子育て中の親も含め、働く人がその個性と能力を充分発揮できる職場づくりのため、広く企業や市民に啓発するフォーラムを開催するとともに、男女共同参画にむけた優良な取り組みを行う企業の顕彰を行います

### **（５）社会全体の働き方の見直しと多様な働き方の実現**

#### **雇用環境の整備**

- 子育てをする労働者の職業生活と家庭生活の両立ができる雇用環境を整備するため国・大阪府と連携し、利用しやすい育児休業制度や短時間勤務制度などの諸制

度を各企業に周知する取り組みを実施するとともに、ひとり親家庭に対し諸制度についての周知を図ります。

### **多様な働き方の実現**

- 社会全体の働き方を見直し、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるようにするため、所定時間外労働の削減や、年次有給休暇の取得の促進とともに、テレワーク等多様な就業形態の導入や労働条件の整備について、国・大阪府・関係団体と連携し、各企業に対して啓発活動を推進します。
- 働きやすい職場環境を阻害する職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行その他の諸要因を解消するため、国・大阪府・関係団体と連携し、労働者、事業主、地域住民等に対して、広報・啓発、情報提供を推進します。
- パートタイム労働者と常用雇用労働者間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備に、国・大阪府・関係団体と連携し、各企業に対して啓発活動を推進します。

### 3 養育費確保に向けての支援

#### 【現状と課題】

- ・ 子どもに対する扶養義務は、親である以上、子どもの監護とはかかわりなく負わなければなりません。親として負担すべき子どもの養育のための費用として、養育費の支払いが求められます。
- ・ ひとり親家庭の子どもに対する民法上の扶養義務の履行を促進するため、平成15年4月に改正施行された母子及び寡婦福祉法では、ひとり親家庭の子どもの親は、養育費を支払うなど扶養義務の履行に努めなければならないとして、子どもを監護しているひとり親家庭の親はもとより、子を監護していない親に対しても、扶養義務の履行に努めることが明記されました。また、子どもを監護している親は、子どもを監護していない親に対し、養育費の支払いを求めるなど扶養義務の履行の確保に努めなければならないことも明記されました。
- ・ しかしながら、「市実態調査」によると養育費の取り決め状況は低く、さらに養育費の受け取り状況となると、定期的または不定期であっても現在養育費を受け取っている母子家庭は1割強となっています。養育費の取り決めがなされていても、養育費の支払いが滞り完全な履行が困難な状況にあるといえます。また、養育費の取り決めをしていない理由として、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多いですが、「縁を切りたかった」も多くなっています。
- ・ 養育費は子どもの健やかな成長にとって重要なものであり、子どもにとって養育費の受け取りは当然の権利です。養育費の取り決めや支払いは親としての当然の責務であり義務であるとの社会的認識が深まるよう努めることが課題となっています。
- ・ 公正証書や調停調書等の公的な文書で取り決められた養育費について、これまでは不払いになった段階で、過去に支払われなかった分のみにしき強制執行の手続きをすることができませんでしたが、平成16年4月の民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権については、不払いになった段階で、将来の分についてもまとめて強制執行の手続きができるようになりました。
- ・ 養育費の支払いは親としての当然の義務であるとの認識が深まるよう、養育費に関する広報・啓発活動を推進するとともに、養育費の確保に向けた専門家による相談体制の充実、養育費の取得に関する情報の提供等が求められます。

#### 【施策の方向】

##### (1) 広報・啓発活動の推進

- 養育費の負担は児童の親として当然の義務であるとの社会的認識が深まるよう、母子福祉団体等と連携して養育費に関する講座の開催やパンフレットの作成など、広報・啓発活動を推進します。

## (2) 相談・情報提供体制の充実

### 区保健福祉センターでの相談・情報提供

- ひとり親家庭の親からの養育費についての相談に応じるため、区保健福祉センターの母子自立支援員等の相談員に対し、養育費に関する研修を実施し、相談技能の向上に努めます。また、児童扶養手当現況届提出時など様々な機会を捉え、養育費の取得に関する情報提供を行います。

### 専門相談の実施

- 養育費の履行の確保においては、複雑な法律上の問題が絡んでくることが少なくないことから、弁護士による法律相談を母子家庭等就業・自立支援センター事業の相談事業として実施します。
- 文書での養育費の取り決め方法等、離婚に際してあらかじめ必要な知識の取得や相談ができるよう、クレオ大阪の相談機能等と連携を図ります。

## 4 経済的支援

### 【現状と課題】

- ・ ひとり親家庭において収入面・雇用条件面等でより安定した生活のできる就業に就き、経済的に自立できることは、親にとっても、子どもの健やかな成長にとっても重要なことです。
- ・ しかしながら、「市実態調査」によると、母子家庭の平均世帯収入は、229.5万円と低い水準にとどまっています。現在困っていることでも、「経済的なこと」が7割近くと最も多くなっています。
- ・ 父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多く、9割近くが就業していますが、父子家庭の平均世帯収入も、477.8万円と一般世帯に比べて低くなっています。母子家庭に比べると収入は多くなっていますが、現在困っていることとして「経済的なこと」が半数を超えています。
- ・ このことから、安定した生活のできる就業を目指した支援策とともに、経済的援助や経済的負担を軽減するといった経済的支援策もひとり親家庭の生活の安定に重要なものと考えられます。
- ・ 大阪市においては、これまで、収入の少ない母子家庭の生活の安定と自立を促進するための児童扶養手当制度、臨時的な支出に対応し様々な資金使途に応じた母子寡婦福祉資金貸付金、医療を受けやすくするため医療費の一部を助成する医療費助成制度、経済的な理由により就学が困難な家庭を支援する就学援助・修学奨励事業などの経済的支援策を実施してきました。
- ・ 児童扶養手当制度については、離婚直後の一定期間に重点的に給付することによって、離婚等に伴う生活の激変を緩和するとともに、母子家庭の自立を促進する制度として再構築する観点から、平成15年4月の児童扶養手当法の改正により、支給開始の月から5年又は支給要件に該当するに至った月から7年のどちらか早い年限が経過したときには、政令に定めるところにより手当の一部を支給しない等の見直しを実施されたところです。この政令は、今後の経済動向や就業支援策の進展等を見て制定されることになっていますが、母子家庭の生活の安定を確保する観点から、大阪市としてもその動向を注視していく必要があります。
- ・ これらの経済的支援策は申請に基づく事業となっていることから、広く制度周知を行うことが必要です。また、経済的支援については、対象が母子家庭のみとなっている施策が少なくないことから、平均的な収入等が母子家庭を上回っているものの一般家庭より低い父子家庭に対しても、ひとり親家庭に対する施策として、その施策の充実が求められているところです。

## 【施策の方向】

### (1) 経済的援助の実施

#### 児童扶養手当の支給

- 母子家庭の母の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する情報提供を推進するとともに、関係職員に対する研修の充実等に努めます。
- 平成20年度には児童扶養手当制度の見直しによる手当額の減額が予定されていることから、児童扶養手当に係る現況届などの届出時に、必要に応じて生活に関する相談や情報提供を積極的に行うなど母子家庭の母の自立支援に努めます。
- 父子家庭についても児童扶養手当の支給対象者とするよう引き続き国に要望します。

#### 母子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

- 身近な相談窓口である各区保健福祉センターにおいて、母子家庭の母等の自立促進に向けて、貸付金制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、関係職員に対する研修の充実や貸付事務取扱マニュアルの作成等により適正な貸付業務を実施します。貸付を行うにあたっては就労や自立に向けた相談に応じ、資金の貸付が借受人の自立に結び付くようにします。
- ひとり親家庭の子どもたちの教育機会の確保や修学を支援するため、修学資金や就学支度資金の活用について制度の周知に努めるとともに、使いやすい制度となるよう国に要望します。

### (2) 経済的負担の軽減

#### 医療費助成制度

- 疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的に、保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を助成するひとり親家庭医療費助成制度及び乳幼児医療費助成制度を実施し、費用負担の軽減を図ります。

#### 公共料金の福祉減免、福祉割引等

- 水道料金・下水道使用料の福祉減免の実施、市営交通料金の福祉割引、駐輪場利用料金の割引等、ひとり親家庭の生活の安定を図るため経済的負担を軽減する様々な施策を実施しています。今後、福祉施策全体の再構築を図る中で、真に援護が必要な方に必要な援護を行うことを基本とし、ひとり親家庭の自立促進に資するよう、制度のあり方等について検討を進めます。

#### 子どもの教育・進学援助

- 経済的理由により修学が困難な生徒に奨学金を支給する修学奨励事業、授業料の減額免除を行う市立高等学校の授業料減免制度、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保するため学用品費等の援助を行う就学援助制度について、

今後とも事業の推進を図ります。

- 幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減するための公私立幼稚園就園奨励費補助事業・私立幼稚園幼児教育費補助事業について、今後とも事業の推進を図ります。

#### **情報提供の推進**

- ひとり親家庭の経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、様々な機会をとらえて広報周知に努め、利用促進を図ります。

## 5 サポート体制の充実

### 【現状と課題】

- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るためには、すべての人が個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることのできる社会を構築することが不可欠です。
- ・ しかしながら、「市実態調査」によると、ひとり親家庭ということで差別や偏見を受けたとする者が、母子家庭では37%、父子家庭では32%となっています。その内容として、母子家庭・父子家庭とも「となり近所のうわさ」が最も多く、母子家庭においては、「就職するとき」「住宅を借りるとき」に差別や偏見を受けたといった者も多くなっています。地域社会という生活の場における差別・偏見は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進にとって、大きな障壁となっています。ひとり親家庭が、社会を構成する家族形態のひとつとして理解されるような社会の実現に向けて啓発活動等の取組みを強める必要があります。
- ・ また、差別・偏見を受けた際の相談相手として、「誰にも相談していない」が、母子家庭、父子家庭とも最も多く、次いで「親・親族」「友人・知人」となっており、「公的機関」は少なくなっています。誰にも相談していない者が最も多くなっていることから、ひとり親家庭の孤立を防ぐため、公的機関における相談機能の充実が求められます。
- ・ 大阪市では、平成14年9月から人権相談窓口を各区役所に開設するとともに、人権相談ネットワークの構築を図っており、より一層の相談機能の充実が必要です。
- ・ ひとり親家庭の親は、子どもを育て、生活に必要な収入を得るために仕事をするという親としての役割をひとりで担っており、その肉体的・精神的負担は大きなものです。とりわけ、ひとり親家庭になった当初は生活が大きく変化することから、親子ともに精神的に不安定になりがちな時期であり、「市実態調査」においても、ひとり親家庭になった直後に困ったこととして、「自分が精神的に不安定になった」、「子どもが情緒的に不安定になった」が母子家庭、父子家庭とも多くなっています。このようなひとり親家庭に対して、行政や地域社会が心理的にも十分なサポート体制を整えておくことが求められています。
- ・ 「市実態調査」では、福祉サービスを受けるときに困ったこととして、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」「何をしてくれるのかわからなかった」「どこに相談にいけばいいのかわからなかった」とする意見が多く、各種支援施策についても児童扶養手当を除けば認知度が低く、その周知が充分でないことがうかがわれます。
- ・ 自由記述欄における意見でも、「相談窓口・情報提供に関すること」が最も多く、制度内容について窓口での詳しい説明・情報提供を求める意見、わかりやすく気軽に相談できる場所・精神的なケアを求める意見といった内容が多くなっています。身近な相談機関として、区保健福祉センターの相談・情報提供機能の一層の充実が求められています。
- ・ 地域社会との関わりが希薄化している現代社会においては、子育て家庭が不安や負担感を抱えて地域社会で孤立する恐れがあります。ひとり親家庭を含めた子育て家庭全体に対する、公的機関も含めた地域社会における見守りや相談体制のネットワークの構築が重要で

あり、同時に社会全体で子育てしやすい環境作りや意識の醸成が求められています。

- ・ また、ひとり親家庭施策はともすれば親の方にばかり目を向けがちですが、離婚等により心のバランスを崩し不安定な状況にある、ひとり親家庭の子どもに対しても、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぐサポート体制の充実が求められます。

## 【施策の方向】

### (1) ひとり親家庭等に対する理解と人権尊重

#### 人権啓発等の取組み

- ひとり親家庭等が社会における家族形態のひとつとして理解されるとともに、個人としても尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築くため、ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないように人権教育・啓発の取組みを推進します。
- 市民の人権を尊重する意識の高揚を図る取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関とも連携しながら、企業への公正な採用選考に関する啓発や家主や宅地建物取引業の事業者への偏見に基づく入居拒否等の解消に向けた取組みを進めます。

#### 人権相談機能の充実

- 人権にかかわるさまざまな相談に応じる各区役所の人権相談窓口の周知を図るとともに、相談に応じる者の資質向上を図るため研修を実施します。また、より専門的な知識やノウハウが必要な場合に、市民のニーズに的確に対応する専門相談機関に取次ぎを行い、人権相談を円滑に実施するための人権相談ネットワークの機能充実を図ります。

### (2) 相談・情報提供機能の充実

#### 情報提供の充実

- 必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう、多様な情報媒体を活用するなど効果的な情報提供方法について検討し、各種制度・窓口等の広報周知に努めます。

#### 母子自立支援員等による相談・情報提供

- 各区保健福祉センターの母子自立支援員、健康・精神面に関しては保健師が、効果的な相談・情報提供を行うことができるよう、資質向上に向けた研修を実施します。また、ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう窓口体制の整備に努めます。
- 研修等により、母子寡婦福祉相談所の機能充実を図るとともに、区保健福祉センターの母子自立支援員との連携を推進します。

### **母子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供**

- 電話や窓口において生活相談を実施します。昼間、就労等により相談できないひとり親家庭のために、ピアカウンセリングできる特性を活用し、夜間相談を実施します。

### **子育ていろいろ相談センターにおける相談・情報提供**

- 子育てや育児について身近に相談できる相手がなく孤立感や不安感を持つひとり親家庭をはじめ、子育て家庭のさまざまな悩みや課題に対応するため、子育て支援の中核施設として、ITを活用した関係機関とのネットワーク化を図りながら相談・情報発信機能の充実を図ります。

### **ひとり親家庭等関係機関の連携強化**

- ひとり親家庭等に対する施策を関係機関が連携して総合的に推進するため、市レベルにおいて「大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援連絡調整会議」を設置していますが、引き続き、関係機関の連絡調整、情報交換を積極的に行います。
- 区レベルにおいて、ひとり親家庭の抱える諸問題の解決を図るため、関係機関・関係団体・公的施設等が参加する会議を設置し、日常的な情報交換、連絡調整、事例検討等を行い、ひとり親家庭等に対する総合的、継続的な支援を目指します。

## **(3) 地域におけるサポート体制の充実**

### **地域のネットワークの構築**

- 「大阪市地域福祉計画」に基づき、地域において、高齢者のみならず、障害のある人や、子育て家庭を視野に入れた総合的な地域支援システムづくりに取り組みます。このシステムを活用し、ひとり親家庭や、児童虐待のおそれのある家庭など特に支援を必要とする家庭のニーズ発見・見守り・支援につなぐサポート体制の構築を目指します。
- 地域において、ひとり親家庭等に対する支援を行っている主任児童委員や児童委員、当事者団体、NPO法人、ボランティア等の連携を強化し、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう、情報提供や交流の場の提供など側面から支援します。
- 社会全体で子育てしやすい環境づくりや意識の醸成を図るため、子育てに関する情報誌の発行やシンポジウムの開催等により、啓発活動を推進するとともに、子育てサークルへの支援・ボランティア養成を図ります。

### **当事者参画の推進**

- 各区における地域福祉計画アクションプランづくりをはじめとする、地域におけるさまざまな取り組みへの当事者の参画を図ります。

### **当事者活動への支援**

- 親子の心の安定や自立・社会参加を促すため、ひとり親家庭どうしの支えあいや交流を深める活動を行っている当事者団体やグループ等の活動を支援します。

## 第6章 施策の推進

### 1 計画の策定及び推進体制

ひとり親家庭等の総合的な自立支援を目指す本計画の策定及び推進においては、従来母子福祉関連施策を実施してきた健康福祉局児童・母子福祉関連課のみならず人権・就労・教育・住宅等各分野にまたがる全庁的な体制の構築が必要であることから、関係部局で構成する「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」を設置し、計画の策定及び推進を図ることとしました。

また、計画の基礎資料とするための「ひとり親家庭等実態調査」の実施及び計画の策定にあたって、学識経験者や当事者団体代表、労働関係機関、関係施設代表、弁護士等で構成する「大阪市母子家庭等自立支援推進委員会」からの意見を受けました。

### 2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、関係部局で構成する「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」を中心として、当事者団体等の関係団体とも連携し、施策の推進を図ります。

適宜、計画に定めた施策について「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」を通じて全庁的な進捗状況を把握するとともに、「大阪市母子家庭等自立支援推進委員会」等に対して進捗状況を報告し、意見を求めることにより、計画の進行管理を行います。

**(参 考 资 料)**

## 大阪市母子家庭等自立支援推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 「母子寡婦等実態調査」の実施及び「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定にあたり、母子家庭等のニーズの把握や母子寡婦福祉施策の課題について幅広く提言を受けるため、大阪市母子家庭等自立支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 当事者団体の代表

(3) 関係団体の関係者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、委員会の会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ、座長が招集する。

### (意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局児童施策部児童福祉課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については第2条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日とする。

## 大阪市母子家庭等自立支援推進委員会委員名簿

平成17年2月23日現在

氏名	役職等	備考
一澤 昌子	弁護士	
今池 美代子	社団法人大阪市母と子の共励会会長	
岩堂 美智子	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	座長
岡 時郎	大阪労働局職業安定部 職業対策課課長補佐	
神原 文子	神戸学院大学人文学部教授	
窪田 良一	大阪商工会議所中小企業振興部 支部運営担当課長	
杉田 善久	大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会長	
関 宏之	大阪市職業リハビリテーションセンター 所長	
橋 孝博	社団法人大阪市人権協会常務理事	
中川 隆	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 理事兼事務局長	
林原 良光	大阪市民生委員児童委員連盟 前児童青少年部会長	
脇本 ちよみ	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長兼男女平等局長	

(敬称略 50音順)

## 大阪市児童育成計画推進本部

### 「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」設置要領

#### (名 称)

第1条 大阪市児童育成計画推進本部に「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

#### (目 的)

第2条 ひとり親家庭等への総合的な自立支援を目指し、福祉・人権・就労・教育・住宅等各分野にまたがる全庁的な推進体制を構築し、大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(以下、「計画」という。)策定及び計画推進にあたり、ひとり親家庭等に対する福祉施策を効果的、効率的に行う方策を検討することを目的とする。

#### (検討項目等)

第3条 前条の目的を達成するため次の事項について検討を行う。

- (1) 計画策定及び計画推進において、各部局の取組み等の調査
- (2) ひとり親家庭等に対する福祉施策の構築
- (3) その他、ひとり親家庭等の自立支援に関する事項

#### (構 成)

第4条 プロジェクトチームは別表に掲げる職にある者をもって構成する。

#### (会 議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催する。

- 2 第4条の構成員以外の関係者についても、必要に応じて出席を求めることができる。

#### (事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、健康福祉局児童施策部児童福祉課におく。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年6月16日から施行する。

(別表)

大阪市児童育成計画推進本部

「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」構成員

平成17年2月23日現在

所 属		役 職 名
健康福祉局	生活福祉部	地域福祉課長 保険年金課長 保護課長
	児童施策部	児童福祉課長 子育て支援担当課長 児童指導課長
	健康推進部	保健主幹(保健師)
市民局	市民生活振興部	就労支援担当課長 男女共同参画課長 青少年課長
	人権部	企画推進課長
住宅局	管理部	管理課長
	企画部	住宅政策課長
教育委員会事務局	指導部	管理課長
区保健福祉センター	北区(幹事区)	支援運営課長
	天王寺区(幹事区)	地域保健福祉課長

事務局：健康福祉局児童施策部児童福祉課

## 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」策定までの経過

- 14年 3月 **厚生労働省が「母子家庭等自立支援対策大綱」を策定**  
戦後50年の歴史を持つ母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、相談、情報提供体制を整備しつつ、子育てや生活支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することを基本的な考え方として示した。
- 14年 11月 **母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の成立**  
「母子家庭等自立支援対策大綱」の具体的施策である子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援、総合的な自立支援体制の整備として国による基本方針の策定、都道府県等による自立促進計画の策定等が明確化された。  
施行日：平成15年4月1日
- 15年 3月 **「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の告示（厚生労働省告示第百二号）**  
都道府県等が策定する自立促進計画の指針として示された。
- 15年 7月 **「大阪市母子家庭等自立支援推進委員会」設置**  
実態調査の実施及び自立促進計画策定にあたり幅広く提言を受けるため設置。  
**第1回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：7月10日  
・母子寡婦福祉関連法の改正について  
・平成15年度大阪市予算について  
・大阪市ひとり親家庭等実態調査について  
**「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の成立**  
母子家庭の母の就業支援についての時限立法。  
施行日：平成15年8月11日
- 15年 8月 **「大阪市ひとり親家庭等実態調査」実施**

- 15年12月 **第2回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：12月12日
- ・母子家庭の母等への就業支援の拡充について
  - ・大阪市ひとり親家庭等実態調査について
- 16年 2月 **「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の一部改正**  
「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を反映させるため一部改正。
- 16年 3月 **第3回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：3月26日
- ・「大阪市ひとり親家庭等実態調査」の調査結果について
  - ・「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の骨子について
- 16年 7月 **○第4回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：7月30日
- ・「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」(素案)について
- 16年11月 **○第5回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：11月5日
- ・「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」(素案)について
- 16年12月 **○パブリック・コメント手続の実施**  
平成16年12月20日(月)～平成17年1月19日(火)  
提出人数 25人  
意見件数 57件
- 17年 2月 **○第6回大阪市母子家庭等自立支援推進委員会開催**  
開催日：2月23日
- ・パブリック・コメント手続の実施結果について
  - ・「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」(案)について
- 17年 3月 **○「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」策定**

平成17年3月

大阪市健康福祉局児童施策部児童福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話(06)6208-8034 ファックス(06)6202-6963